

令和2年度京都市保健所運営方針

令和2年8月

京都市保健所

運営方針の策定に当たって

京都市では、平成29年5月に、各区役所・支所の福祉部と保健部を統合し、市民にわかりやすい6つの分野別窓口に再編した「保健福祉センター」を設置した。

これにより、従来保健センターが果たしてきた各区・支所管内における地域保健推進の役割を保健福祉センターが担うこととなり、従来の機能の維持向上を図るとともに、保健福祉センター各分野の様々な取組を、地域力推進室との一層の連携の下、地域のまちづくりと一体となって進めているところである。

こうした中、少子高齢化の更なる進展や人口の減少といった人口構造の変化に加え、単独世帯や共働き世帯の増加などの市民の生活スタイルの変化、さらには今般の新型コロナウイルス感染症などの新たな健康危機事案への対応等、地域保健の役割はますます多様化しており、保健所及び保健所の支所としての保健福祉センターは、これまで以上に大きな役割を果たすことが求められている。

このため、次の4つの取組を柱として、医療、介護、福祉の関係機関や地域住民との協働により、市民の多様なニーズに対応したきめ細かな地域保健サービスの提供にしっかりと取り組んでいく。

- ① 医療衛生施策の推進
- ② 「健康長寿のまち・京都」の実現に向けた取組の推進
- ③ 母子保健の推進
- ④ 地域精神保健福祉施策の推進・難病患者への支援

さらには、保健福祉センターとして、複合課題を抱える世帯等に対し、各分野が一体となった総合的な支援の実施に取り組む。

1 医療衛生施策の推進

感染症や食中毒などの健康危機事案の拡大防止、「民泊」に対する通報等への対応や違法・不適正な「民泊」の根絶に向けた取組の推進など、本市の医療衛生施策について、関連する部署と密な連携を図り、市民の安全・安心の確保に向けた取組を推進していく。

1 健康危機事案への対応

市民の命と健康，くらしを守るため，市民に正確な情報提供を行うとともに，感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき，感染症患者発生時には積極的疫学調査による状況の把握，接触者への健康観察などの対応，感染症患者等の搬送，消毒業務等，感染症の拡大の防止に努めるとともに，平時にも感染症の予防対策を企画・実施している。また，食中毒事案についても，同様に連携して患者，施設等への調査及び措置を行う。

《主な実績》

○ 新型コロナウイルス感染症への対応

令和2年1月に本市1例目の発生を受け，上記感染症患者発生時の調査等の対応を開始し，24時間の専用電話相談窓口を設置した。また，市民，医療機関，福祉施設等への感染防止対策の周知・啓発に取り組むとともに，京都市衛生環境研究所と京都府保健環境研究所との連携による新型コロナウイルスのPCR検査体制を整備し，2月には，24時間の専用電話相談窓口を帰国者・接触者相談センターとして位置づけ，接触者外来の受診につなげている。

3月には，大阪のライブハウスや海外からの帰国者等に伴って発生したクラスターなど，感染者数の増加に対応し，庁内の体制強化や京都府及び関係機関との連携を図ってきた。

4月には国による緊急事態宣言が発令された中，民間検査機関の活用によるPCR検査体制を拡充し，5月には施設等での集団感染にすみやかに対応するため，本市独自のPCR検査適用の新基準を作成し，感染拡大を最小限に抑える対策に努めている。

(参考)

- 令和2年1月
- ・第1回新型コロナウイルス感染症対策庁内連絡会議開催
 - ・第2回新型コロナウイルス感染症対策庁内連絡会議開催
 - ・第1回新型コロナウイルス感染症緊急対策本部会議開催（以後，継続して開催）

○ 3類感染症の発生件数 (単位：件)

平成29年度	平成30年度	令和元年度
26	35	43

○ 食中毒の発生件数 (単位：件)

平成29年度	平成30年度	令和元年度
14	19	11

2 結核予防の推進

平成30年3月に作成した第三次京都市結核対策基本指針に沿って、結核の予防、積極的疫学調査と患者支援の実施、ハイリスク者対策を行い、指針を支える基礎となる取組として発生動向の評価分析等を引き続き行っていく。

また、平成30年4月に厚生労働省から発出された「高齢者における結核発病患者の早期発見対策について」の通知に基づき、高齢者を対象とした発病予防、患者の早期発見、普及啓発に係る事業を行う。

《主な実績》

- 市民に対する啓発として、令和元年9月5日に結核の予防とがんを考えるつどい、同月26日に京都駅前で結核予防週間街頭啓発を実施した。
- 結核患者の中で45%以上を占める80歳以上の高齢者に対して、検診の受診勧奨を行うとともに、同年10月16日に高齢者施設等職員研修会を開催し、施設職員に対して高齢の結核患者の増加状況、結核の症状及び発生時の対応方法について講義を実施した。

3 食品衛生に関する取組の推進

令和2年度京都市食品衛生監視指導計画に基づき、食品等事業者に対する監視指導及び食品衛生思想の普及・啓発を行い、食品等の安全性及び安心な食生活の確保を図る。とりわけ、令和3年6月1日から原則として全ての食品等事業者に実施が義務付けられるHACCPに沿った衛生管理が確実に導入できるよう、制度の周知及び必要な導入支援を行う。

また、食品衛生法等に基づく飲食業等の営業許可手続きや市民からの相談・問合せに対応する。

《主な実績》

- 食品関係営業施設に対する監視指導

	営業施設数(施設)		延監視指導件数(件)	
	許可	届出	許可	届出
平成29年度	35,605	3,665	45,076	2,982
平成30年度	35,789	3,779	47,446	2,942
令和元年度 (上半期)	35,680	3,814	18,835	1,700

- 食品衛生に関する知識の普及啓発を目的に、SNS等による食の安全安心情報の発信や食品衛生に関する講習会、食品工場見学会などを実施した。

4 「民泊」に関する取組の推進

市民の安全安心、地域文化の継承を最重要視した市民生活と観光の調和に向け、違法な「民泊」の根絶や「民泊」に対する通報等への対応を継続するとともに、既存の許可施設等の管理運営体制に係る状況調査を強化するなど、適正運営の確保に向けた取組の徹底を図る。

《主な実績》

- 平成31年 4月 ・ 「民泊」対策専門チームの体制を強化
- 令和元年 10月 ・ 無許可営業施設に対する緊急停止命令の発出
- 11月 ・ 観光庁と連携し、国内外の「民泊」仲介業者に対し、本市条例で規定する駐在規定の遵守を求める周知協力及び適正な施設のみを掲載するよう厳格な運用を要請
- 令和2年 3月 ・ 本市に通報があった2,633の無許可営業疑い施設に対して調査指導を行い、99%に当たる2,629施設を営業中止又は営業実態の解消

5 動物の愛護及び管理に関する取組の推進

京都動物愛護憲章に掲げる「人と動物が共生できるうるおいのある豊かな社会」の実現に向け、動物の愛護及び管理に関する法律、京都府動物の飼養管理と愛護に関する条例及び京都市動物との共生に向けたマナー等の条例に基づき動物の適正飼養、終生飼養の啓発、指導並びに犬及び猫の引取りに関する業務を行う。また、災害時におけるペットの避難対策に関する啓発業務を行う。

《主な実績》

- 令和元年 8月 ・ 京都市総合防災訓練におけるNPO法人と連携したペット防災の啓発及びペットとの車中泊展示の実施
- 9月 ・ 京都動物愛護フェスティバルの開催
- 11月 ・ 「犬と楽しく暮らすための教室」を実施

令和2年度の主な関連施策・事業

1 ロタウイルスワクチン定期接種の実施

令和2年1月17日付けで予防接種法施行令の一部を改正する政令等が公布され、同年10月1日からロタウイルスワクチンの予防接種が定期接種化されることとなったため、定期予防接種を実施する。

なお、実施手法については、関係団体と今後調整のうえ、令和2年10月1日に向け調整を進める。

2 HACCPに沿った衛生管理の周知及び導入支援の充実

令和2年6月1日から「食品衛生法等の一部を改正する法律」が施行され、施行日から1年間の経過措置期間を経た令和3年6月1日から、原則として全ての食品等事業者はHACCP（※）に沿った衛生管理の実施が義務付けられることとなった。

令和2年度中に、本制度について漏れなく周知するとともに、事業者自らが経過措置期間終了までにHACCPに沿った衛生管理を導入できるよう必要な支援を行う。

※ HACCP（ハサップ）とは、微生物による汚染や金属の混入等の危害を分析したうえで、危害の防止につながる特に重要な工程を継続的に監視・記録する工程管理システムのこと。従来の基準に比べ、問題のある製品の出荷をより効果的に防止することができ、事故等の原因追究や改善が容易となる。

2 「健康長寿のまち・京都」の実現に向けた取組の推進

平成30年3月に策定した「健康長寿・笑顔のまち・京都推進プラン」をはじめ、「京都市口腔保健推進実施計画『歯ッピー・スマイル京都』」や「健康長寿のまち・京都食育推進プラン」等の各分野別計画に基づき、「健康長寿のまち・京都」の実現に向け、京都ならではの地域力・文化力の強みを生かした健康づくりを、あらゆる施策の融合や、「健康長寿のまち・京都市民会議」をはじめとした関係機関、さらには地域住民と一丸となって推進する。

また、保健福祉センターでは、子ども・障害・高齢などの各分野や地域力推進室と横断的に連携し、各種団体・関係機関、地域住民との協働により、地域における健康づくり事業の取組を通じて、区役所・支所の独自性を生かした、市民が地域で自主的に健康づくりに取り組むまちづくりを推進する。

1 地域における自主的な健康づくりの支援

○ 地域における健康づくり事業の実施

- (1) 各区役所・支所において地域の実情や課題を分析のうえ作成した健康づくり事業基本方針に基づき、保健福祉センター各課・室が連携し、「健康長寿・笑顔のまち・京都推進プラン」の柱に対応した事業に取り組む。
- (2) 地域の健康課題に加え、全市の健康課題を踏まえた京都市全体の共通重点項目を定め、地域の特色に応じた取組を積極的に実施する。

【令和2年度重点取組項目】

- ・ 糖尿病発症予防に向けた取組
- ・ 健康増進法改正に係る禁煙支援（短時間禁煙支援・受動喫煙防止等）
- ・ 健（検）診の受診率向上に係る取組

＜主な実績＞

○ 地域における健康づくり事業（単位：回）

	平成30年度
実施回数	1,668

（地域における健康づくり事業の例）

体操教室、食育セミナー、歯と口の健康づくり教室 等



健康長寿のまち・京都

2 受動喫煙防止対策の推進

改正健康増進法が全面施行される令和2年4月1日に向け、第一種施設（学校、病院、福祉施設、行政機関等）、飲食店、旅客運送事業自動車の管理権原者等に対する法制度の周知徹底を図るためのリーフレット等の個別送付や、飲食店における受動喫煙防止のための標識の配布及び掲示の徹底、市民や施設等からの問い合わせに対応するための相談窓口等の設置など、様々な取組を進めてきた。

令和2年度以降、法の対象となる施設に関して、違反事案の通報があった場合には、国のガイドラインに基づき、まずは施設の管理権原者等に対して、適切に受動喫煙防止対策を講じるよう、法制度の周知徹底を進めていくとともに、改善を呼びかけ、助言や指導等を中心に行うことにより、違反状態の早期是正を行う。

さらに、個別の事案に応じて、法に規定されている勧告や命令等の各種対応を適切に進めていく。

《主な実績》

- 令和元年6月 ・ 市内約10,600箇所にある市政広報板への啓発ポスターの掲示
 ・ 市内の幼稚園、保育園、小学校約680施設及び病院約90施設に「のぼり」を配布
 ・ 約6,500の第一種施設、約15,000の飲食店、約2,150の旅客運送事業自動車に対して、リーフレット等を送付
 7月 ・ 受動喫煙防止対策に関する相談窓口・届出専用窓口を設置
 令和2年2月 ・ 法令違反事案等の監視・指導体制を整備

3 がん検診の受診率の向上に向けた取組の推進

がん検診の受診率の向上に向け、今後とも、京都府医師会等との関係機関との連携による普及啓発、「ピンクリボン京都」活動等の民間を巻き込んだ社会的な啓発キャンペーンを実施する。また、保健医療システムや京都市国保が保有する情報の活用による個別受診勧奨の更なる強化等に取り組む。

《主な実績》

○ 本市がん検診の受診率の推移（国民生活基礎調査）

種類		22年調査	25年調査	28年調査	(参考) 国の目標値
胃がん検診	京都市	28.9%	34.7%	32.8%	50% (～R4年度)
	全国平均	32.3%	39.6%	40.9%	
肺がん検診	京都市	19.6%	35.5%	37.7%	
	全国平均	24.7%	42.3%	46.2%	
大腸がん検診	京都市	23.0%	32.4%	32.1%	
	全国平均	26.0%	37.9%	41.4%	
子宮頸がん検診	京都市	32.7%	37.4%	36.5%	
	全国平均	37.7%	42.1%	42.4%	
乳がん検診	京都市	36.1%	39.1%	37.2%	
	全国平均	39.1%	43.4%	44.9%	

4 糖尿病重症化予防の取組の推進

生活習慣病である糖尿病は、症状が進行すると腎不全など様々な合併症を引き起こし、市民の健やかな生活に深刻な影響をもたらすこととなることから、治療が必要な方を早期に発見し、治療につなげていく重症化予防の取組が重要である。

このため、医療機関、保健医療関係団体等の参画の下、平成29年度に「京都市糖尿病重症化予防地域戦略会議」を設置し、京都市国保の特定健診のデータを活用したきめ細かな受診勧奨や、かかりつけ医療機関と連携した特定保健指導の実施など、オール京都で進めていく。

また、令和2年度は、昨年度に引き続き、地域における健康づくり事業の重点取組項目の1つに一次予防としての「糖尿病発症予防に向けた取組」を掲げ、地域における糖尿病発症予防の普及啓発に取り組む。

《主な実績》

- 京都市糖尿病重症化予防戦略会議の開催（平成30年3月15日、11月1日、平成31年3月15日）

5 災害時医療救護体制の構築

近年、台風や大雨による被害が各地で頻発しており、また、近い未来における「南海・東南海地震」の発生が危惧されるなど、大規模災害はいつ起きてもおかしくない身近なものとして、事前にしっかりと備えておく必要がある。

このため、とりわけ、人命救助に重要な医療救護活動が、発災時に十分に機能するよう、あらかじめ医療関係団体と連携した訓練の実施や、医療救護活動の調整を担う本部機能の確保等により、実践に備えた体制整備に取り組む。

《主な実績》

- 京都市医療救護活動マニュアル（震災対策編）（第一版）策定（令和元年7月）
- 各区役所・支所保健福祉センターと市内各地区医師会との災害時における連携体制の構築に向けた協議を実施中（令和元年9月～）

令和2年度の主な関連施策・事業

1 地域における健康づくり事業

健康づくりを通じて、市民の社会参加や市民同士のつながりを促進し、市民や民間団体等が周りの市民への働きかけ等を行うことにより、地域住民の主体的な健康づくり活動を支援する。（主なテーマ：栄養・食生活、身体活動・運動、こころの健康、歯と口の健康、禁煙、飲酒、思春期など）

2 健康長寿のまち・京都推進プロジェクト

「健康長寿・笑顔のまち・京都推進プラン」に基づき、「健康長寿のまち・京都いきいきポイント」、「いきいきアワード」など市民ぐるみの健康づくりを推進する。

3 医療、介護等の統合データ分析事業

本市が保有する医療レセプト、健診結果、介護レセプト等のデータを収集及び統合し、モデル分析をすることで、本市施策の企画立案に資するエビデンスの収集を図る。

4 障害者歯科診療促進調査研究事業

障害のある方に対し、安心安全な歯科診療を提供する京都歯科サービスセンター（運営：京都府歯科医師会）において、診療を必要とする方の増加に伴い、診療までに待機期間が生じている実態を踏まえ、京都府歯科医師会をはじめとする関係団体との協議体を設置し、課題及び解決策について、分析協議を行う。

5 フレイル対策モデル事業

令和元年度に、東山区地域介護予防推進センターにおいて、栄養や口腔機能に関する内容も含めた体力測定等を実施し、課題を有する自主グループ等に対して、医療専門職連携による支援を行う「フレイル対策モデル事業」に取り組んできた。

令和2年度は、新たにモデル対象地域を増やし、複数区において、自主的に介護予防の活動に取り組むグループに対して、管理栄養士等の専門職連携による改善プログラムの提供を行うなど、総合的なフレイル対策の取組拡大を図る。

6 災害時医療救護活動体制整備事業

人命救助に重要な医療救護活動が、発災時に十分に機能するように、あらかじめ医療関係団体と連携した訓練の実施や、医療救護活動の調整を担う本部機能の確保等により、実践に備えた体制整備に取り組む。

《実施内容》

- 災害時医療救護活動の訓練等の実施
- 医療救護活動の調整を担う本部機能の確保（衛星電話等の配備）



3 母子保健の推進

母子保健の最大の強みは、妊娠前から始まり、妊娠期、出産前後、育児期に応じた体系的なサービスを、母子保健の特色である、全ての母子を対象とすることを前提としたポピュレーションアプローチの考え方にに基づき展開していることである。

そのうえで、母子の心身の状況について、保健医療の立場から専門的・継続的な把握に努めるとともに、その情報を基にアセスメントを行い、将来起こりうる状況を予測し、現在、必要な支援につなぐ予防的な切れ目のない支援が求められている。

子どもはぐくみ室は、このポピュレーションアプローチを活かし、母子保健法が定める「子育て世代包括支援センター」として妊産婦や乳幼児・学童等の状況を継続的かつ包括的に把握し、地域の関係機関と連携しながらきめ細やかな子育て支援を提供する役割を有している。

さらに平成31年度（令和元年度）からは、妊娠期から18歳までのすべての妊婦や子ども、子育て家庭に対して、子どもの最善の利益や安全の確保に主眼をおいて支援機能を発揮するために、子どもはぐくみ室を「子ども家庭総合支援拠点」としても位置付け、保健と福祉が融合したメリットを最大限に活かし、切れ目のない支援に取り組むことが求められている。

児童虐待の未然防止の観点では、すべての妊産婦及び子どもの状況を継続的に把握できるポピュレーションアプローチのメリットを活かした支援を展開することで、個々の家庭が抱える状況やニーズに「気づき」、継続的な支援等に早期に「つなぎ」、課題や困難を抱える子どもや子育て家庭への支援に展開していくことが求められている。そのためには、母子保健事業の本来の目的である、全ての母子の健全育成を図るという基本に立ち戻り、支援を実施することが重要である。

これらの支援については、地区活動を原点としたものであり、地区活動から把握した健康課題については、地域全体の課題として捉え、地区診断を実施し、地域の母子保健の水準が向上していくよう、PDCAサイクルに基づいた母子保健事業・施策を展開していくことが重要である。また、健康課題を解決する手法として、訪問指導、健康相談、健康教育及び地区組織等の育成等を通じて積極的に地域にアウトリーチし、地域が主体的かつ継続的な健康づくりを推進できるよう支援することが必要である。

母子保健事業・施策の実施に当たっては、特に、次のことに留意して、ポピュレーションアプローチの強みを生かし、支援が利用者の目線からみて切れ目なく一貫性のあるものとして提供されるよう努める。

1 妊産婦及び乳幼児等の実情の把握

母子健康手帳の交付や乳幼児健康診査等、子どもはぐくみ室職員による面談や家庭訪問、関係機関からの情報収集等を通じて、妊産婦や乳幼児等の実情を継続的に把握する。収集した情報は、個別の妊産婦及び乳幼児ごとに記録するとともに、母子保健カードやはぐくみ支援記録票を整備し、適切に管理する。

《主な実績》

- 妊婦相談事業 (単位：人)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
面接数	11,782	11,256	10,834

- こんにちはプレママ事業（ハイリスク妊婦を含む妊娠中の訪問実件数）（単位：件）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
訪問実件数	4,011	3,801	3,632

- こんにちは赤ちゃん事業 (単位：件)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
訪問実件数	10,576	10,102	10,247

- 乳幼児健康診査

	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	受診者数（人）	受診率	受診者数（人）	受診率	受診者数（人）	受診率
4か月児健診	10,818	97.5%	10,430	97.8%	9,886	98.5%
8か月児健診	10,918	98.5%	10,470	97.7%	10,231	98.5%
1歳6か月児健診	10,787	97.8%	10,809	97.3%	10,218	98.3%
3歳児健診	10,682	96.6%	10,362	96.5%	10,538	97.7%

2 適切な相談支援・保健指導の実施

子どもはぐくみ室に寄せられた相談内容や情報提供の状況を適時共有し、支援の必要性の判断や関係機関との連絡調整を行うことが求められており、母子健康手帳交付時や乳幼児健康診査等で把握した、妊産婦や保護者の妊娠・出産・子育てに関する各種の相談、個別の疑問や不安に対し、できる限り丁寧に対応し、対象者にとって必要な情報提供や助言、保健指導等を行うとともに、必要な施策・事業へのつなぎは無論のこと、助言や保健指導等の実施に当たっては、対象者の課題や状態に応じた適切な相談支援、また適切な表現・コミュニケーション方法によって行う。

とりわけ、乳幼児健康診査については、令和2年度から、健診の流れや体制を改善し、より精度の高いサービス提供を目指すとともに、心理発達スクリーニングの強化を図り、多職種の専門性を活かしたきめ細かな支援を実施していく。

また、乳幼児健診等で把握した、心理発達に課題を抱える子どもとその保護者を対象とした親子教室についても、令和2年度からペアレントトレーニングの要素を取り入れ、より専門性の高いグループ支援を実施していく。

《主な実績》

- 妊婦相談事業（再掲）
- こんにちはプレママ事業（再掲）
- こんにちは赤ちゃん事業（再掲）
- 乳幼児健康診査（再掲）

3 支援方針（支援計画）の策定

妊産婦や乳幼児等の課題や支援ニーズに的確に対応するために、特に個別の継続的なより手厚い相談支援、関係者の調整等が必要と判断される妊産婦や乳幼児、保護者や家庭等への支援に当たっては、必要に応じて支援方針（支援計画）を策定する。

《主な実績》

- 育児支援家庭訪問事業（令和元年度から事業名を「家庭訪問型継続的個別支援」に変更）

（単位：件）

	専門的相談支援		育児・家事援助	
	実件数	延件数	実件数	延件数
平成28年度	842	2,726	198	1,970
平成29年度	794	2,449	218	2,380
平成30年度	948	3,179	208	2,022

4 関係機関との連携

利用者目線に立って、支援の継続性と整合性が確保できるよう、保健、福祉、さらには地域の医療機関等、児童を取り巻く関係機関・団体との一層の連携を図る。子どもはぐくみ室が所管する施策・事業等を通じ、管内の子育て支援ニーズを的確に把握し、これらの関係協力機関との信頼関係の構築に努め、子育てを支え合う地域のネットワークの充実強化を図る。

《主な実績》

- 産婦健診ホッとサポート事業（平成29年度～）（単位：件）

	平成29年度	平成30年度
医療機関からの 情報提供件数	1,151	1,294

令和2年度の主な関連施策・事業

1 多胎妊娠への支援の充実

母体への負担が単胎に比べて高く、妊娠中の母体管理がとりわけ必要な多胎妊娠について、妊婦健康診査を通常より多く受けられるよう、次のとおり妊婦健康診査受診券の追加交付を行う。

基本健診 通常14回分に加えて6回分追加

超音波検査 通常4回分に加えて3回分追加

2 新生児聴覚検査費用助成事業

先天性難聴の早期発見・早期療育により、聴覚障害による音声言語発達等への影響を最小限に抑えるため、新生児聴覚検査の受検費用の一部（初回検査）について、AABR検査・ABR検査（睡眠下で刺激音を聴かせ、脳幹の電氣的反応を観察）1回4,020円、OAE検査（内耳から外耳道へと放射される微弱な音信号への反応を観察）1回1,500円を助成する。

4 地域精神保健福祉施策の推進・難病患者への支援

平成30年3月に策定した「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン（京都市障害者施策推進計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画）」に基づき、障害のある人もない人も、全ての人が違いを認め合い、支え合うまちづくりを推進することを基本方針に、障害のある人が生きがいや働きがいを持って、地域で自立して安心して生活できる共生社会の実現に向けて取り組む。

各区役所・支所障害保健福祉課では、3障害（身体・知的・精神）及び難病にかかる相談窓口として、保健と福祉の両面から広い視点での相談援助活動に取り組む。また、さらに重複障害のある方等の援助対象者のニーズに応じて、障害福祉ケースワーカーと保健師が密に連携協力を図り、適切かつ細やかな対応に努める。

1 地域精神保健福祉施策の推進

精神障害のある人やその家族が地域で安心して生活していけるよう関係機関及び地域社会との密接な連絡協調のもとに、精神障害のある人の早期治療の促進並びに社会復帰及び自立と社会経済活動への参加の促進を図るとともに、地域住民の精神的健康の保持増進を図るための諸活動を行うこととする。

また、緊急で医療が必要な精神障害のある人については、人権に十分配慮しつつ、迅速かつ慎重に適切な医療の確保を図るものとする。

精神科病院から退院し地域生活を送る精神障害のある人に対しては、関係機関との連携を図り、継続的な通院医療の確保のほか、必要な支援の提供に取り組むものとする。

＜主な実績＞

○ 精神障害者保健福祉手帳所持者数（単位：人）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
1級	1, 649	1, 699	1, 760
2級	8, 853	9, 387	9, 991
3級	5, 310	5, 645	5, 989
合計	15, 812	16, 731	17, 740

○ 自立支援医療費（精神通院医療）承認状況（単位：件）

平成28年度	平成29年度	平成30年度
27, 649	26, 667	28, 712

2 難病患者への支援

難病患者への支援については、指定難病であるかどうかにかかわらず、在宅で療養している難病患者やその家族の精神的負担軽減を図り、療養上の不安の解消や生活の質の向上に資するため、窓口相談や訪問相談等に取り組んでいく。

また、人工呼吸器装着者等の医療依存度の高い方を対象に、災害・緊急時の停電時支援のため、個別の避難マニュアルの作成支援や安否確認者リストの整備を進める。

《主な実績》

○ 特定医療費助成制度（指定難病）受給者数 （単位：人）

平成29年度	平成30年度	令和元年度
11,000	11,780	11,982

3 自殺対策

自殺対策については、自殺対策基本法及び「きょういのちほっとプラン（京都市自殺総合対策推進計画〔改定〕）」に基づき、「市民の誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指し、取組を進めている。平成29年度から、各区役所・支所障害保健福祉課を自殺対策の身近な相談窓口として位置づけており、各制度所管課・関係機関等との連携を強化し、総合的な相談支援体制の整備及び自殺対策の普及啓発等に取り組んでいく。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、自殺者の増加が懸念されることから、その動向を注視するとともに、必要に応じ対策を講じる。

《主な実績》

人口動態統計に基づく自殺の状況	平成29年		平成30年	
	京都市	全国	京都市	全国
自殺者数 (自殺死亡率※)	203人 (13.8)	20,465人 (16.4)	201人 (13.7)	20,031人 (16.1)

※ 自殺死亡率：人口10万人当たりの自殺者数

令和2年度の主な関連施策・事業

1 精神障害者の退院後支援（継続）

措置入院及び緊急措置入院を経由し退院する市民のうち、本市が退院後支援を行う必要があると認め、かつ計画作成に同意する者に対し、退院後支援計画に基づく支援を実施する。

2 検索連動型広告を活用した自殺対策（継続）

「自殺」や「死にたい」等の希死念慮がうかがえるキーワードをツイート、リツイート及び検索した市民に対し、本市のこころの相談に関する広告を表示し、相談機関への相談に誘導する。

5 保健福祉センターが一体となった総合的な支援の実施

虐待、ひきこもり、生活困窮、制度のはざま等の複合課題を抱える世帯等、地域では対応が困難な課題を、関係機関・団体との連携の下、しっかりと受け止め、保健福祉センターの各分野における専門的な支援や地域団体による支援が、世帯の状況に応じて適切に組み合わせられ、それぞれが持つ強みや機能を十分に発揮し合い、一体的に実施されるよう、統括保健師の調整の下、庁内や地域団体との情報共有、連携強化に取り組む。

とりわけ、保健福祉センターの各課・室は、それぞれが所管する既存施策の適用だけでなく、より早い段階から支援が必要な人を施策につなげるという法の趣旨を最大限に踏まえて、個々の世帯や関係機関による支援状況に合わせた支援方針に基づき、見守りや寄り添いといったマンパワーによる支援を積極的に行うなど、職員一人ひとりがのりしろを持って、支援者の立場で主体的に関わることを、支援に当たっての共通の基本姿勢として位置付ける。

一方、平成30年3月、平成31年1月と立て続けに児童虐待による死亡事案が発生したことを受け、厚生労働省から「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」が発出される等、児童虐待対策の強化が求められており、各区役所・支所においても、子どもはぐくみ室をはじめとした保健福祉センター内の各部署及び児童相談所や関係機関の連携のもと、児童がいる世帯全てについて、訪問調査活動時等に児童の状況を的確に把握することにより、子どもや家庭に係る課題に「気づき」、適切な関係機関や施策に「つなぐ」ことで、地域で生活している子どもや子育て家庭に対し、身近な地域における強みを生かした、全ての子どもと子育て家庭の支援の充実を図る必要がある。このため、全ての子どもの命と健康、生活を守り、子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくりを目指し、子どもはぐくみ室の支援の充実を図っていく。

1 複合する支援課題への対応

虐待、ひきこもり、生活困窮、制度のはざま等の複合する支援課題への対応統括として、保健福祉センター各課との連絡調整を行うとともに、地域の関係機関・団体等との連携体制を構築することにより、センターが一体となった支援を、地域ネットワークの中で、地域ぐるみで実施されるよう取り組む。

ひきこもりや複合する課題を抱える方への支援に当たっては、各課・室が所管する施策や各法別ケースワーカーによる主体的な支援が十分に発揮され、保健福祉センターが一体となって支援を行うことができるよう、保健福祉センター長の差配の下、本人や家族に対する支援の方針を検討し、地域での見守りも含めた必要な支援や関係機関の役割等をコーディネートする。

ひきこもりをはじめとする生活に困難を抱える世帯の状況に応じて、「地域あんしん支援員」や令和2年度に新たに配置する「よりそい支援員」による、伴走型の手厚い寄り添い支援が円滑に実施されるよう、各法別ケースワーカーとの連携強化や地域の関係機関・住民による見守り活動等の一層の推進を図る。

いわゆるごみ屋敷対策については、地域力推進室をはじめとする関係各課、関係団体との連絡調整や必要な支援等を通じて、要支援者の不良な生活環境の解消に向け、区・支所が一体となって取り組む。

2 保健師等専門職の統括

統括保健師は、健康長寿推進課、障害保健福祉課、子どもはぐくみ室、医療衛生コーナー及び地域力推進室（ごみ屋敷対策）の分野別に配置された保健師等の専門職が組織横断的に連携し、保健福祉センターが一体となった総合的な支援が実施できるよう、各分野を横断的につなぎ、統括するとともに、大規模災害発生時等の保健師等の活動や支援の連絡調整、さらには、各分野の保健師等専門職への助言、指導、人材育成等を行う。

3 子どもはぐくみ室の支援の充実

子どもはぐくみ室が有する施策、地域とのつながりを活かし、子どもや子育て家庭の状況に合わせて、次の3つの支援を組み合わせ、効果的に実施する。

- (1) 妊娠期から18歳に至るまでの全ての子どもと子育て家庭を対象とする支援
- (2) 課題や困難を抱える子どもや子育て家庭への支援
- (3) (1)及び(2)の基盤となる地域づくりと地域の関係機関と連携して取り組む支援

上記(2)の要となる継続的な個別支援については、①支援を必要とする対象者(子ども・子育て家庭)を認知する、②継続的な支援が必要な対象者の状況を把握し課題を整理する、③支援方針を立案し組織的に決定する、④支援方針に基づいた支援を実施する、⑤支援方針を再評価するという手順に沿って行っていく。

子どもや子育て家庭の抱える様々な課題や困難に対しては、多様な視点からの気づきや専門的な支援が必要とされるため、子どもはぐくみ室が最も身近な行政機関として切れ目のない適切な支援を提供するために、多様な専門性を備えることで、多角的な視点を持ち、子どもや子育て家庭の課題に早期に気づき、有効に対応していく。

これらの支援を進める中で、子育て相談担当の学区担当は、職種に関わらず、多様な専門性と多角的な視点を持ち合わせ、地区活動を基盤に支援を展開していくこととする。

また、京都市主催事業や地域における関係機関等の主催事業を通じた子育て支援に係るネットワーク構築等の業務について、子どもはぐくみ室が中心的な役割を担っていく。

「子どもはぐくみ室」は、平成29年5月に、妊娠期から子育て期に渡る切れ目のない支援と、妊産婦等を支える地域の包括支援体制の構築といった、総合的な支援を行う役割を担う「子育て世代包括支援センター」として位置付けている。また、平成31年4月から、妊娠期から18歳までのすべての妊婦や子ども、子育て家庭に対して、子どもの最善の利益や安全の確保に主眼をおいた支援機能を発揮するために、「子ども家庭総合支援拠点」としても位置付けている。

現在、子どもはぐくみ室は「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の2つの機能を担い、一体的に支援を実施することで、子育て支援施策と母子保健施策との連携・調整をより緊密に行い、重層的かつきめ細かな支援を実施していく。

4 児童虐待認定ケースに係る児童相談所と子どもはぐくみ室の役割分担

従来、虐待認定を受けた児童については児童相談所が一元的に主担当として対応してきたが、平成31年4月から、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応等の取組を更に進めていくため、虐待の重症度等に応じて、子どもはぐくみ室も主担当機関として、支援の内容・方法の検討及び実施や、定期的な状況把握等を行っているところである。

また、児童虐待を含め、支援を必要とする児童やその保護者に対し、複数の機関で支援を行うための法定化されたサポートネットワークである要保護児童対策地域協議会

の一つである実務者会議について、令和元年度から、新たに教育委員会指導部生徒指導課指導主事も参画し、より深く個別ケースに対する協議を行うことで、効率的かつ効果的な連携に努めている。

子どもはぐくみ室では、多職種の多様な視点によって、子どもや子育て家庭の課題や困りごとに早期に気づき、子育て支援係長を中心として、学校や地域の関係機関と連携しながら、専門性や強みを活かした、寄り添い支援を実施していく。

令和２年度の主な関連施策・事業

１ ひきこもりの相談窓口一元化等による支援の充実

ひきこもりを社会全体の問題として共有し、切れ目のない支援を実施するため、年齢や施策ごとに分かれている相談窓口を一元化するとともに、ひきこもりをはじめとする様々な困難を抱える世帯の課題解決に向けて伴走型支援を行う「よりそい支援員」を設置する。

２ 地域あんしん支援員設置事業

８０５０問題をはじめとした複合的な課題を抱える世帯への支援を強化するため、地域あんしん支援員を２名増員（１２名→１４名）し、支援体制等の充実を図る。

<参考 1> 保健所（関連）業務の変更について

令和 2 年度に見直しや本市負担の削減を行う保健所（関連）業務は次のとおりです。

1 「健康長寿のまち・京都いきいきポイント手帳」への広告導入

これまでの企業等からの応募者プレゼントの無償提供と並行して、「健康長寿のまち・京都いきいきポイント手帳」への広告を導入し、その広告費で新たなプレゼントを購入することにより、魅力あるプレゼントを数多く確保する。

2 深草墓園における集会室に係る利用料金の導入

深草墓園における集会室について、令和 2 年度からの供用開始に当たり、1 時間当たり 1, 0 0 0 円の利用料金を徴収する。

ただし、初回納骨時の利用は無料とし、また、納骨堂の使用料と同様、生活保護受給者等に対する免除措置を設ける。

<参考 2> 令和 2 年度京都市保健所組織について

